

日本非核宣言自治体協議会

第 39 回総会 議案書

日 時：令和 4 年 5 月 23 日（月） 14 時 30 分～15 時 30 分

場 所：長崎原爆資料館ホール



日本非核宣言自治体協議会

目 次

議案 1

令和 3 年度 事業報告	1
令和 3 年度 収支決算	11
令和 3 年度 会計監査報告	13

議案 2

令和 4 年度 事業計画案	15
令和 4 年度 収支予算案	19

議案 3

令和 4 年度 役員体制案	21
---------------	----

議案 4

第 39 回総会決議案	22
-------------	----

議案 5

令和 4 年度以降の役員会・研修会の開催方法について	23
----------------------------	----

参考資料

日本非核宣言自治体協議会会則	25
特別事業準備基金要綱	27
国際会議等参加費補助要綱	28

令和3年度 事業報告

当協議会の事業は「1 総会」、「2 役員会」、「3 研修会」、「4 調査研究事業」、「5 親子記者事業」、「6 原爆展事業」、「7 平和発信事業」、「8 平和啓発事業」、「9 各種会議への支援事業」、「10 被爆75周年記念事業」に区分されており、令和3年度各事業の実施状況は、次のとおりである。

1 総会

新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、令和3年5月27日（木）に開催を予定していた総会を中止し、書面により役員に可否を求め、決議に代えることとした。

(1) 予算・決算等の決議

承認日	令和3年6月10日（木）
主な議案	令和2年度 事業報告・収支決算・監査報告 令和3年度 事業計画案・収支予算案・役員体制案 第38回総会決議案

(2) 総会決議文の発出

承認日	令和3年6月10日（木）
発出先（郵送）	日本政府（内閣総理大臣・外務大臣）、駐日大使館（171か国）、 国連本部、国連ジュネーブ軍縮部、 朝鮮民主主義人民共和国、国連北朝鮮代表部

2 役員会

新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、第1回役員会を中止し、第2回については書面により役員に可否を求め決議に代えることとした。

また、令和2年度会計監査については、書面により実施した。

(1) 令和2年度会計監査

承認日	令和3年5月20日（木）
監事自治体	八尾市（大阪府）、豊中市（大阪府）

(2) 第1回役員会
中止

(3) 第2回役員会

承認日	令和4年3月17日（木）
主な議案	令和3年度 事業実施状況報告・収支決算見込報告 令和4年度 事業計画案・収支予算案・役員体制案

3 研修会

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、研修会を中止した。

(1) 第1回研修会
中止

(2) 第2回研修会
中止

4 調査研究事業

会員自治体に、世界の軍縮に関する動向を分かりやすく解説した資料集を配布した。

また、国内における自治体の非核平和都市宣言の実施状況を調査した。

さらに、平和事業の取組みに関する情報を共有するため、会員自治体を実施した平和事業を調査し、非核協ホームページに掲載した。

(1) 核軍縮に関する書籍の配布

書籍	『ピース・アルマナック2021』 NPO法人ピースデポ／編著
配布時期	令和3年8月
配布先	会員自治体

(2) 非核平和都市宣言の実施状況の調査

調査対象	令和3年9月1日時点で非核平和都市宣言が確認できていない135自治体
調査時期	令和3年9月
調査結果	新たに4自治体の非核平和都市宣言が判明 ※加入案内を送付

(3) 令和3年度平和事業調査

調査対象	会員自治体
掲載時期	令和4年3月

5 親子記者事業

次世代の平和活動の担い手を育成するため、会員自治体の小学生とその保護者が平和事業や平和活動に取り組む個人・団体取材し新聞を作成する、親子記者事業を実施した。

当初、長崎市内で取材活動を行う予定としていたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、親子記者の長崎市への派遣を中止し、インターネット会議システムを用いたリモート取材に変更した。

完成した新聞は、会員自治体のほか、応募者、取材先等に配布し、親子記者の取り組みを広く発信するとともに、次世代の平和活動の担い手を育成する意識を醸成した。

取材期間	令和3年8月5日(木)～11日(水)
応募数	71組
当選者	9組
発行部数	1,300部(会員自治体のほか応募者、取材先等に配布)



【令和3年度 親子記者・取材先】

北海道旭川市 五十嵐さん（小5）	池田 道明さん（被爆者） 田川 誠さん・深澤 慎也さん（美術家・画家）
山形県米沢市 中嶋さん（小5）	羽田 麗子さん（被爆者） 布袋 厚さん（自然史研究家・「復元！被爆直前の長崎」著者）
神奈川県相模原市 鈴木さん（小5）	岩永 芙美子さん（被爆者） 大塚 久子さん（被爆体験を語り継ぐ永遠の会代表）
愛知県半田市 那須さん（小5）	松本 美都恵さん（被爆者） 村上 文音さん（ナガサキ・ユース代表団9期生）
大阪府茨木市 岩崎さん（小5）	池田 松義さん（被爆者） 高田 春奈さん（株式会社V・ファーレン長崎代表取締役社長）
広島県東広島市 道上さん（小4）	今道 忍さん（被爆者） 崎山 昇さん（全国被爆二世団体連絡協議会会長）
高知県高知市 向井さん（小4）	三瀬 清一郎さん（被爆者） 林田 望愛さん・羽山 崇裕さん（第24代高校生平和大使）
宮崎県日向市 黒木さん（小6）	松尾 幸子さん（被爆者） 藤田 幸代さん（家族・交流証言者）
沖縄県石垣市 米田さん（小5）	小峰 秀孝さん（被爆者） 川瀬 美香さん（映画「長崎の郵便配達」監督）



6 原爆展事業

会員自治体原爆展を支援し、住民に被爆の実相や平和の尊さを伝えるため、写真パネルやポスターの貸出・配布を行った。

(1) 巡回原爆展

会員自治体に原爆写真パネルの貸出しを行った。

パネルは各ブロックの幹事自治体が管理し、要望があった自治体に貸出している。

【令和3年度開催実績（令和4年3月末現在）】

開催数	11自治体12か所
来場者数	3,546人

【累計（平成19年度以降）】

開催数	延べ195自治体224か所
来場者数	143,020人

(2) ミニミニ原爆展

省スペースで原爆展を開催できるよう、原爆写真ポスターの配布を行った。

ポスターはホームページ上で公開しており、会員以外の自治体、民間団体、NGO、個人も自由にダウンロードして使用することができる。

【令和3年度開催実績（令和4年3月末現在）】

開催数	25自治体41か所
来場者数	12,944人

【累計（平成19年度以降）】

開催数	延べ501自治体846か所
来場者数	664,358人



巡回原爆展（三重県鈴鹿市）



ミニミニ原爆展（滋賀県竜王町）

(3) 平和と学びポスターセット（低・高学年）・みんなで作る平和ハンドブック

小学生が被爆の実相を知り、平和への理解を深められるよう、写真やイラストを用いたポスターセットを希望する自治体に配布した。

また、ポスターの内容を復習できるハンドブックの配布を行った。

ア 低学年向けポスターセット

【令和3年度開催実績（令和4年3月末現在）】

開催数	10自治体12か所
来場者数	23,161人

【累計（平成29年度以降）】

開催数	延べ136自治体189か所
来場者数	154,469人



低学年向けポスター

イ 高学年向けポスターセット

【令和3年度開催実績（令和4年3月末現在）】

開催数	12自治体13か所
来場者数	9,320人

【累計（令和元年度以降）】

開催数	延べ49自治体66か所
来場者数	56,639人



平和と学びポスターを活用した展示
（奈良県奈良市）

ウ みんなで作る平和ハンドブック

【令和3年度配布実績（令和4年3月末現在）】

配布冊数	1,340冊
------	--------

【累計（平成30年度以降）】

配布冊数	7,670冊
------	--------



みんなで作る平和ハンドブック

7 平和発信事業

非核協の活動を広く周知し、より多くの人に平和の取組みへの興味、関心を持ってもらうため、ホームページやFacebook、リーフレット等を用いた情報発信を行った。

また、被爆の実相と生命の尊さを伝えるものとして、被爆樹木の苗木や「焼き場に立つ少年」カードの配布を行った。

(1) ホームページ・Facebookによる情報発信

非核協の事業、核実験等への抗議・要請文・会員自治体の宣言文等を掲載

(2) 被爆クスノキ・被爆アオギリの苗木配布

平和首長会議と連携して被爆クスノキ及び被爆アオギリの苗木の配布を行った。

【令和3年度配布実績（令和4年3月末現在）】

種類	自治体数	配布本数	配布内訳	
			会員自治体	平和首長会議
被爆クスノキ	4自治体	4本	2	2
被爆アオギリ	12自治体	12本	3	9

【累計（平成14年度以降）】

種類	自治体数	配布本数	配布内訳	
			会員自治体	平和首長会議
被爆クスノキ	延べ146自治体	216本	163	53
被爆アオギリ	延べ180自治体	227本	113	114

(3) 嘉代子桜の苗木配布【新規】

新規事業として、嘉代子桜の苗木の配布を行った。

【令和3年度配布実績】

自治体数	配布本数
17自治体	34本

(4) 核兵器禁止条約に関するリーフレットの配布

会員自治体における核兵器禁止条約への関心を高めるため、同条約を一般市民向けに分かりやすく解説したリーフレットを配布した。

【令和3年度配布実績（令和4年3月末現在）】

自治体数	配布冊数
7自治体	600冊

【累計（令和元年度以降）】

自治体数	配布冊数
延べ23自治体	1,740冊



核兵器禁止条約リーフレット

(5) 「焼き場に立つ少年」カードの配布

「焼き場に立つ少年」の写真に掲載したカードを会員自治体に配布した。

【令和3年度配布実績（令和4年3月末現在）】

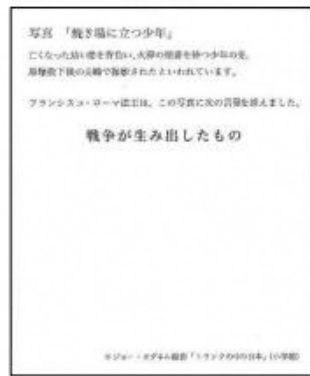
自治体数	配布枚数
12自治体	1,820枚（日本語1,450枚、英語370枚）

【累計（平成30年度以降）】

自治体数	配布枚数
延べ57自治体	10,405枚（日本語9,220枚、英語1,185枚）



表（日・英共通）



裏（日本語）



裏（英語）

(6) 核実験等への抗議・要請

ロシアがウクライナ侵略に踏み切り核兵器の使用を示唆したことを受け、次のとおり抗議文を送付した。

抗議文 ロシア連邦大統領あて
 送付日 令和4年2月28日（月）
 内容 核兵器使用を示唆した一連の行為に対する抗議

8 平和啓発事業

会員自治体の平和事業を支援するため、講師の派遣や経費の助成を行った。

(1) 平和事業（出張講座等）への講師派遣

ア 大学生等派遣

長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA）、核兵器廃絶長崎連絡協議会（PCU-NC）と連携し、平和教育の実践に取り組む大学生（ナガサキ・ユース代表団、Peace Caravan 隊）を学校や自治体が行う平和行事に派遣するもの。

令和3年度はオンライン講話を1件実施した。

【令和3年度派遣実績（令和4年3月末現在）】

自治体数	自治体名	受講者
1自治体	釧路町（北海道）	32人

イ 伝承者等派遣

被爆者の体験を語り継ぐ家族・交流証言者（長崎市事業）や被爆体験伝承者（広島市事業）を派遣するもの。

【令和3年度派遣実績（令和4年3月末現在）】

派遣実績なし

(2) 講演会等開催支援事業

会員自治体を実施する平和関連事業に講師を招へいする際の謝礼金、旅費、委託料の一部を助成した。

【令和3年度助成実績（令和4年3月末現在）】

自治体数	自治体名	事業内容
3自治体	山形市（山形県）	被爆ピアノランチタイムコンサートin山形市役所
	成田市（千葉県）	丸木位里・俊「原爆の囀」展
	多摩市（東京都）	第30回多摩市平和展

9 各種会議への支援事業

新型コロナウイルス感染拡大により、対象会議である第10回平和首長会議総会が次年度に延期されたため、当年度の事業を中止した。

10 被爆75周年記念事業

被爆と戦争の記憶を広く共有し、未来へ繋げるため、会員自治体の戦時中のエピソードと平和の取組みをまとめた記念冊子を作成し会員自治体に配布した。

書籍	被爆・戦後75年記念誌「未来につなぐ戦争の記憶」
発行日	令和3年12月24日（金）
発行部数	1,200部
配布先	会員自治体



【内容】

各自治体の戦争の記憶と平和事業

その他の自治体の非核宣言文

特別寄稿

- ・ 中里 崇亮 氏（武蔵野市の空襲体験）
- ・ 梅津 政之輔 氏（川崎市の空襲体験）
- ・ 津田 憲一 氏（戦争体験者の証言を聞き取り伝える活動）
- ・ 高田 憲 氏（堺市の空襲体験）
- ・ 藤原 重信 氏（雲南市永井隆記念館長）
- ・ 布袋 厚 氏（自然史研究者・「復元！被爆直前の長崎」著者）

11 協議会未加入自治体への加入案内

協議会への加入を促進するため、非核宣言自治体のうち協議会未加入の1,311自治体に対して、令和3年9月に加入案内を送付した。

令和3年度

【新規加入自治体（4自治体）】

びらとりちょう 平取町（北海道）・ ちょうふし 調布市（東京都）・ さんごうちょう 三郷町（奈良県）・ くにさきし 国東市（大分県）

【脱退自治体（1自治体）】

はほろちょう 羽幌町（北海道）

会員自治体数 342自治体（令和4年3月末現在）

令和3年度 収支決算書

< 収 入 >

(単位：円)

項 目	当初予算額	予算現額 ①	収入額 ②	収入額と 予算現額の差 ②-①	備 考
1 分担金	7,110,000	7,110,000	7,120,000	10,000	
2 負担金	0	0	0	0	
3 基金繰入金	0	0	0	0	
4 雑収入	1,000	1,000	107	△893	
5 繰越金	11,958,588	11,958,588	11,958,588	0	
計	19,069,588	19,069,588	19,078,695 ^(a)	9,107	

< 支 出 >

(単位：円)

項 目	当初予算額	予算現額 ①	支出額 ②	予算残額 ①-②	備 考
事業費	16,238,000	13,169,220	8,255,902	4,913,318	
1 総会費	357,000	141,000	130,218	10,782	
2 役員会費	3,030,000	1,660,000	48,035	1,611,965	
3 研修会費	600,000	448,000	236,120	211,880	
4 調査研究費	779,000	779,000	758,815	20,185	
5 親子記者事業費	2,300,000	2,300,000	681,089	1,618,911	リモート取材への変更による旅費等の減
6 原爆展事業費	250,000	513,780	436,157	77,623	
7 平和発信事業費	327,000	790,430	779,038	11,392	
8 平和啓発事業費	1,900,000	1,162,010	143,420	1,018,590	対象事業の中止等による減
9 各種会議への 支援事業	1,320,000	0	0	0	
10 被爆75周年 記念事業	5,375,000	5,375,000	5,043,010	331,990	
事務経費	2,830,000	2,840,780	2,833,814	6,966	
基金積立金	0	1,320,000	1,320,000	0	
予備費	1,588	1,739,588	0	1,739,588	
計	19,069,588	19,069,588	12,409,716 ^(b)	6,659,872	

収入額(a)

支出額(b)

差引額

19,078,695円 - 12,409,716円 = 6,668,979円 → 令和4年度へ全額繰越

令和3年度 特別事業準備基金 決算書

(単位：円)

項 目	当初予算額	予算現額 ①	決算額 ②	差引額 ②－①	内 訳
前年度末残高 a	5,077,726	5,077,726	5,077,726	0	
年度中取崩額 b	0	0	0	0	
年度中積立額 c	1,000	1,321,000	1,320,111	△889	預金利息額の減
当年度末残高 a－b＋c	5,078,726	6,398,726	6,397,837	△889	

日本非核宣言自治体協議会

令和3年度収支決算に関する監査報告

日本非核宣言自治体協議会会則第6条第4項に基づき令和3年度収支決算について、出納簿、出納帳票、預金通帳をもとに監査した結果、適正に執行管理されていることを認めます。

令和4年4月22日

監 事

八尾市長 大松 桂右



日本非核宣言自治体協議会

令和3年度収支決算に関する監査報告

日本非核宣言自治体協議会会則第6条第4項に基づき令和3年度収支決算について、出納簿、出納帳票、預金通帳をもとに監査した結果、適正に執行管理されていることを認めます。

令和4年4月22日

監 事

豊中市長 長内 繁樹



令和 4 年度 事業計画案

当協議会に事業は「1 総会」、「2 役員会」、「3 研修会」、「4 調査研究事業」、「5 親子記者事業」、「6 原爆展事業」、「7 平和発信事業」、「8 平和啓発事業」、「9 各種会議への支援事業」に区分される。

※括弧内は令和 3 年度予算額

【事業費】	8,494千円	(13,180千円)
--------------	----------------	-------------------

1 総会	363千円	(141千円)
-------------	--------------	----------------

長崎市で総会を開催する。

令和 4 年度の事業計画、収支予算等について審議するほか、第39回総会決議文を作成し、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向けたアピールを行う。

開催日	令和 4 年 5 月 23 日 (月)
開催場所	長崎原爆資料館 (長崎市平野町7-8)
主な議事	令和 3 年度事業報告・収支決算・監査報告、 令和 4 年度事業計画案・収支予算案・役員体制案、 第39回総会決議案

2 役員会	1,473千円	(1,660千円)
--------------	----------------	------------------

総会に提案する議案等について審議する役員会を年に 2 回開催するほか、令和 3 年度会計監査を実施する。

(1) 令和 3 年度会計監査

実施日	令和 4 年 4 月 22 日 (金)
実施場所	長崎原爆資料館 (長崎市平野町7-8)
監事自治体	八尾市 (大阪府)、豊中市 (大阪府)

(2) 第 1 回役員会

開催日	令和 4 年 5 月 23 日 (月)
開催場所	長崎原爆資料館 (長崎市平野町市7-8)

(3) 第 2 回役員会

開催日	令和 5 年 1 月～2 月 (予定)
開催場所	リモート会議

3 研修会

312千円

(448千円)

会員自治体の平和行政担当職員と一般市民を対象に、会員自治体の平和の取組みの発表や、平和活動を行う個人・団体による基調講演を実施することで、平和意識の普及・啓発を図る。

開催日	令和4年5月23日(月)～24日(火)
開催場所	長崎原爆資料館(長崎市平野町7-8)
主な内容	【1日目】平和の取組み発表、基調講演 【2日目】被爆遺構巡り

4 調査研究事業

852千円

(779千円)

世界の核軍縮に関する動向を分かりやすく解説した資料集の配布を行う。
また、全国の自治体の、非核平和都市宣言や平和の取組みの実施状況を調査する。

(1) 核軍縮に関する書籍の配布

書籍	『ピース・アルマナック2022』 NPO法人ピースデポ/編著
配布時期	令和4年8月
配布先	会員自治体

(2) 非核平和都市宣言の実施状況の調査

調査対象	令和4年9月1日時点で非核平和都市宣言が確認できていない自治体
調査時期	令和4年9月

(3) 令和4年度平和事業調査

調査対象	会員自治体
調査時期	令和5年3月

5 親子記者事業

2,212千円

(2,300千円)

次世代の平和活動の担い手を育成するため、会員自治体の小学生とその保護者を長崎に派遣し、平和祈念式典をはじめとする平和事業や平和活動に取り組む個人・団体取材し、親子記者新聞を作成する。

新聞については、会員自治体に配布するほか、一般市民も読むことができるようホームページに掲載し、親子記者の取組みを広く発信する。

取材期間	令和4年8月8日(月)～11日(木・祝)
取材場所	長崎市内
対象	会自治体在住の小学校4～6年生とその保護者×9組
選考方法	各ブロックから抽選により1組ずつ決定する

6 原爆展事業

400千円

(250千円)

会員自治体の原爆展を支援し、住民に被爆の実相や平和の尊さを伝えるため、写真パネルやポスターの貸出し・配布を行う。

- (1) 巡回原爆展
- (2) ミニミニ原爆展
- (3) 平和と学びポスターセット（低・高学年用）
- (4) みんなでつくるへいわハンドブック

7 平和発信事業

452千円

(327千円)

協議会の活動を広く周知し、より多くの人に平和の取組みへの興味、関心を持ってもらうため、ホームページやFacebook、リーフレット等を用いた情報発信を行う。

- (1) ホームページ・Facebookによる情報発信
- (2) 被爆アオギリ・被爆クスノキの苗木配布
- (3) 嘉代子桜の苗木配布
- (4) 核兵器禁止条約に関するリーフレットの配布
- (5) 核実験等への抗議・要請
- (6) 「焼き場に立つ少年」のカードの配布

8 平和啓発事業

1,150千円

(1,900千円)

会員自治体を実施する平和事業を支援するため、講師の派遣や経費の助成を行う。

(1) 平和事業(出張講座等)への講師派遣事業 ※5自治体程度

- ア 長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA）及び核兵器廃絶長崎連絡協議会（PCU-NC）が推薦する、平和教育の実践に取り組む大学生等
- イ 家族・交流証言者（長崎市）、被爆体験伝承者（広島市）

(2) 講演会等開催支援事業

予算の範囲内で、会員自治体を実施する平和事業に講師を招へいする場合の、謝礼金、旅費、委託料の経費の一部を助成する。

なお、対象事業及び対象経費は次のとおりとし、15自治体程度の募集を見込む。

対象事業	令和4年度中に会員自治体が開催する講演会（オンライン含む）
対象経費	講師の謝礼金、旅費、事業に係る委託料
上限額	対象経費の2分の1の範囲内で、5万円を上限とする

9 各種会議への支援事業

1,280千円

(0千円)

広島市で開催される第10回平和首長会議総会の参加負担金を補助する。

なお、補助の対象は1自治体最大2人までとし80自治体程度の募集を見込む。

対象事業	第10回平和首長会議総会への参加
出席負担金	1人当たり8,000円

【事務経費】

3,292千円

(2,830千円)

事務局運営に係る会計年度任用職員の人件費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費など

【基金積立金】

3,000千円

(1,320千円)

非核協設立40周年記念事業(令和6年度)及び被爆80周年事業(令和7年度)実施のため積立

【予備費】

324千円

(1,740千円)

【支出予算合計額】

15,110千円

(19,070千円)

令和4年度 収支予算案

< 収 入 >

(単位：円)

項 目	令和4年度 ①	令和3年度 ②	増減 ①—②	備 考
1 分担金	7,160,000	7,110,000	50,000	都道府県・政令指定都市 40千円×9自治体=360千円 市・特別区(人口5万人以上) 30千円×146自治体=4,380千円 市・特別区(人口5万人未満) 20千円×52自治体=1,040千円 町・村 10千円×138自治体=1,380千円
2 負担金	0	0	0	
3 基金繰入金	1,280,000	0	1,280,000	第10回平和首長会議総会参加負担金 補助のため繰入れ
4 雑収入	1,000	1,000	0	
5 繰越金	6,668,979	11,958,588	▲5,289,609	前年度収支の差額
計	15,109,979	19,069,588	▲3,959,609	

< 支 出 >

(単位：円)

項 目	令和4年度	令和3年度	増減	備 考
事業費	8,494,000	13,180,000	▲4,686,000	
1 総会	363,000	141,000	222,000	委託料及び会場使用料の増
2 役員会費	1,473,000	1,660,000	▲187,000	第2回をオンライン開催すること による減
3 研修会費	312,000	448,000	▲136,000	研修会開催数減による減
4 調査研究費	852,000	779,000	73,000	書籍単価増に伴う消耗品費増
5 親子記者事業費	2,212,000	2,300,000	▲88,000	回線工事費等の減
6 原爆展事業費	400,000	250,000	150,000	パネルフレーム等の備品購入費の 増
7 平和発信費	452,000	327,000	125,000	嘉代子桜の送料、消耗品費等の増
8 平和啓発費	1,150,000	1,900,000	▲750,000	過去実績に基づく事業費の減
9 各種会議への 支援事業	1,280,000	0	1,280,000	第10回平和首長会議総会参加負担金 補助のため皆増
【事業終了】 被爆75周年記念事業	0	5,375,000	▲5,375,000	事業終了による皆減
事務経費	3,292,000	2,830,000	462,000	繁忙期の会計年度任用職員増員によ る人件費増
基金積立金	3,000,000	1,320,000	1,680,000	非核協設立40周年記念事業及び 被爆80周年事業のため積立て
予備費	323,979	1,739,588	▲1,415,609	
計	15,109,979	19,069,588	▲3,959,609	

令和4年度 特別事業準備基金予算案

(単位：円)

項 目	令和4年度	令和3年度	増減	内 訳
前年度末残高 a	6,397,837	5,077,726	1,320,111	
年度中取崩額 b	1,280,000	0	1,280,000	第10回平和首長会議総会参加負担金
年度中積立額 c	3,001,000	1,321,000	1,680,000	非核協設立40周年記念事業積立、 被爆80周年事業積立、預金利息
当年度末残高 a - b + c	8,118,837	6,398,726	1,720,111	

令和4年度 日本非核宣言自治体協議会役員体制案

任期：令和4年4月1日～令和5年3月31日

役 職 名	所属ブロック名	自治体（都道府県）	首長氏名
会 長	九州	長崎市（長崎県）	田上 富久
副会長	北海道	札幌市（北海道）	秋元 克広
	関東	藤沢市（神奈川県）	鈴木 恒夫
	近畿	枚方市（大阪府）	伏見 隆
	中国	広島市（広島県）	松井 一寛
	沖縄	那覇市（沖縄県）	城間 幹子
幹 事	北海道	函館市（北海道）	工藤 壽樹
		旭川市（北海道）	今津 寛介
	東北	美里町（宮城県）	相澤 清一
		秋田市（秋田県）	穂積 志
		山形市（山形県）	佐藤 孝弘
	関東	日野市（東京都）	大坪 冬彦
	中部	甲府市（山梨県）	樋口 雄一
		四日市市（三重県）	森 智広
		松本市（長野県）	臥雲 義尚
	近畿	高槻市（大阪府）	濱田 剛史
	中国	鳥取市（鳥取県）	深澤 義彦
		福山市（広島県）	枝広 直幹
	四国	高松市（香川県）	大西 秀人
		高知市（高知県）	岡崎 誠也
	九州	大分市（大分県）	佐藤 樹一郎
		宮崎市（宮崎県）	清山 知憲
	沖縄	北谷町（沖縄県）	渡久地 政志
		南風原町（沖縄県）	赤嶺 正之
監 事	近畿	豊中市（大阪府）	長内 繁樹
	近畿	八尾市（大阪府）	大松 桂右

日本非核宣言自治体協議会 第 39 回総会決議（案）

私たち日本非核宣言自治体協議会は、核戦争による人類滅亡の危機から、住民一人ひとりの暮らしを守るため、自治体間で連携しながら核兵器廃絶を世界に訴えてきた。

しかし、ウクライナ侵略に踏み切ったロシアが、核兵器の使用も辞さない構えを示したことに加え、北朝鮮が核実験を再開する兆候を見せるなど、核兵器廃絶への道は険しさを増すばかりか、使用のリスクがかつてないほどに高まっている。地球上の生命に壊滅的な影響を与えかねないこうした動きは、核兵器の存在が世界中の人々にとって “今ここにある危機” であることを突き付けている。

この危機を回避し、地球と人類の未来を守るため、核兵器禁止条約を世界のルールとして確立するための出発点となる第 1 回締約国会議において、意義ある成果を収めることを期待する。さらにその後開催される核不拡散条約（NPT）再検討会議において、人間の安全保障に立脚した建設的な議論のもと、実効性のある核軍縮の道筋を示すことを、核保有国及び核の傘の下にいる国の政府に対し強く求める。

中でも、北朝鮮の核兵器を巡る不安定な情勢は、日本に住む私たちにとって、重大で差し迫った軍事的脅威となっているため、北朝鮮に対して保有する全ての核兵器を廃棄するよう引き続き粘り強く要請していくとともに、こうした事態を根本的に解決するために、日本と朝鮮半島を「核の傘」ではなく、「非核の傘」で覆う「北東アジア非核兵器地帯構想」の創設により、北東アジアに安全と安心をもたらすことを改めて主張する。

被爆、そして第二次世界大戦の終結から 77 年目を迎え、戦争や原爆の惨禍を体験した人たちがいなくなる時代が刻一刻と近づいている。これまで思い出すのも辛い自らの体験を伝え、人類に警告を発し続けてきた人たちの平和への思いを次世代に継承していくことが、住民を守る使命を持つ私たち自治体首長に共通している重要かつ喫緊の課題である。

本協議会は、引き続き会員自治体間のネットワークを最大限に活かし、戦争や被爆の記憶という平和の原点を伝え続け、住民が安心して暮らし続けることができる地域社会の実現に向け、より一層尽力していくことをここに決議する。

2022（令和 4）年 5 月 23 日

日本非核宣言自治体協議会

令和4年度以降の役員会・研修会の開催方法について

例年、5～6月頃に総会・第1回役員会・研修会、1～2月頃に第2回役員会・第2回研修会を開催しているが、令和4年度以降は、非核協の事業費削減と会員自治体の事務負担軽減を図るため、役員会については第2回をリモート会議で開催し、研修会については第1回のみで開催とする。

また、上記の変更にもない、研修会における会員自治体の平和の取組み発表のスケジュールを次のとおり変更する。

【変更前】

会 議	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	第1回	第2回	第1回	第2回	第1回	第2回
	総会 役員会/研修会	役員会/研修会	総会 役員会/研修会	役員会/研修会	総会 役員会/研修会	役員会/研修会
開 催 地		高山市(中止)	那覇市	未定	未定	未定
発 表		関東(中止)	中部	東北	北海道	関東
ブ ロ ッ ク		近畿(中止)	中国	四国	九州	沖縄

【変更後】

会 議	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	第1回	第2回	第1回	第2回	第1回	第2回
	総会 役員会/研修会	役員会/研修会	総会 役員会/研修会	役員会	総会 役員会/研修会	役員会
開 催 地			長崎市	リモート	未定	リモート
発 表			関東		中部	
ブ ロ ッ ク			近畿		中国	

参 考 资 料

日本非核宣言自治体協議会会則

(名 称)

第1条 この会は、日本非核宣言自治体協議会（以下「協議会」という。）という。

(目 的)

第2条 この協議会は、非人道的核兵器の使用が、人類と地球の破滅の危機をもたらすことにかんがみ、生命の尊厳を保ち、人間らしく生活できる真の平和実現に寄与するため、全国の自治体さらには、全世界のすべての自治体に核兵器廃絶、平和宣言を呼びかけるとともに、非核都市宣言を実施した自治体間の協力体制を確立することを目的とする。

(組 織)

第3条 この協議会は、前条の目的に賛同する全国の非核宣言自治体（以下「会員」という。）をもって組織する。

(事 業)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行なう。

- (1) 非核都市宣言に関する情報及び資料の収集及び交換
- (2) 非核都市宣言の呼びかけのために必要な調査研究
- (3) 非核都市宣言の呼びかけのための活動
- (4) 前3号に掲げるもののほか協議会の目的を達成するために必要な事業

(役 員)

第5条 協議会に次の役員をおき、知事、市区町村長をもって充てる。

会 長	1 名	副会長	5 名以内
幹 事	18 名以内	監 事	2 名

2 役員を選出は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、及び監事は、役員会において推薦する。
- (2) 各ブロックから幹事1名以上を選出する。
- (3) 役員は総会で決定する。

3 ブロックの構成は、会長が別に定める。

4 役員の任期は1年とする。ただし、再任されることができる。

(役員の仕事)

第6条 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する順位によりその職務を代理する。
- 3 幹事は、協議会の運営を補佐するとともに所属するブロックの研修及び活性化に努める。
- 4 監事は、会務の監査にあたる。

(顧 問)

第7条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 会長は、役員会の承認を得て顧問を委嘱する。
- 3 顧問は、協議会の総会に出席して意見を述べるることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は会長の自治体に置き、協議会の庶務及び会計を行なう。

(会 議)

第9条 協議会の会議は、総会及び役員会とする。

2 会議は会長が招集し、その議長となる。

3 総会は、事業報告及び決算の承認、事業計画及び予算並びに重要事項について審議し、決定する。

4 総会は、年1回の開催とする。ただし、必要により臨時に開くことができる。

5 役員会は、会長、副会長、幹事及び監事をもって構成し、総会にはかる重要事項等について審議するため、必要に応じて開催する。

6 前各項の規定にかかわらず、特別の理由により会長がやむを得ないと認めるときは、付議される事項について、書面により役員に可否を求め、議決に代えることができる。

(会計年度)

第10条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経 費)

第11条 協議会の経費は、分担金をもって充てる。

2 会員の分担金の額は、別表のとおりとし、その納入期日は、当該年度の5月31日までとする。

(雑 則)

第12条 この会則に定めるもののほか協議会の運営について必要な事項は、会長が役員会と協議して定める。

附 則

この会則は、昭和59年8月5日から施行する。

附 則

この会則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和61年8月5日から施行する。

附 則

この会則は、平成2年8月8日から施行する。

附 則

この会則は、平成4年8月5日から施行する。

附 則

この会則は、平成9年8月5日から施行する。

附 則

この会則は、平成11年8月5日から施行する。

附 則

この会則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年4月1日から施行する。

(別 表) 自治体分担金の額

区 分	分担金の額
都・道・府・県	80,000円
政令指定都市	80,000円
5万人以上の市及び特別区	60,000円
5万人未満の市及び特別区	40,000円
町・村	20,000円

特別事業準備基金要綱

(目的及び設立)

第1条 本協議会が開催する記念事業並びに国際会議などの特別事業の安定した財源を確保するため、特別事業準備基金を設立する。

(基金の積立額)

第2条 基金の積み立てる額は予算で定める額とする。

(積み立て)

第3条 基金として積み立てる額は、次の各号に掲げるものの合計額とする。

- (1) 事業の趣旨に沿う寄付金
- (2) 協議会の資金
- (3) 基金から生じる収益金

(管 理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じて最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(処 分)

第5条 基金は次に掲げる事業等に要する費用に限り、これを処分することができる。

- (1) 記念事業
- (2) 国際会議の開催
- (3) その他役員会において必要と認められた場合

(委 任)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成5年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

国際会議等参加費補助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日本非核宣言自治体協議会（以下「協議会」という。）会則第2条に基づいて、非核自治体の国際会議に参加する会員自治体に対して、その参加旅費の一部を補助することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助の対象となる国際会議)

第2条 補助の対象となる国際会議は、国外で開催される次の議会とする。

- (1) 非核自治体国際会議事務局の主催する世界会議及び委員会。
- (2) 非核自治体地域会議。
- (3) 上記以外の国際会議で、役員会において承認されたもの。

(補助額)

第3条 補助金は、参加する自治体を単位として交付することとする。

2 補助金の額は、国際会議等ごとに一自治体10万円を限度とし、予算の範囲内で会長が決定する。

(補助金の申請手続)

第4条 補助金の交付を希望する自治体の長は、補助交付申請書（別紙様式）に経費の内訳（見積書の写しでも可）を添えて会長に提出しなければならない。

(報告書の提出)

第5条 補助金の交付を受けた者は、帰国後1ヶ月以内に事業報告書（別紙様式）を、会長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第6条 補助金の交付を受けた者が、その補助金を目的以外に使用したときは、交付した補助金の全部または一部を返還させることがある。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は役員会の承認を得て、会長が定める。

附則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成2年8月8日から施行する。

国際会議参加補助金交付申請書

年 月 日	
日本非核宣言自治体協議会会長 様 <div style="text-align: center; margin-left: 200px;"> 自治体名 _____ 住 所 _____ 首長名印 _____ 印 </div> <p style="margin-top: 20px;">次のとおり申請します</p>	
会議の名称	
会議の期日	
会議の場所	
計画の概要	概算経費
	日 程 年 月 日 ~ 月 日
添付書類	

国際会議参加補助金報告書

	年 月 日
日本非核宣言自治体協議会会長 様	
自治体名	_____
住 所	_____
首長名印	_____ 印
次のとおり報告します	
会議の名称	
会議の期日	
会議の場所	
経過と内容	補助金額 円
添付書類	